高知県立甫喜ヶ峰森林公園 指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和6年8月 高知県林業振興·環境部林業環境政策課

【募集の目的】

高知県立甫喜ヶ峰森林公園(以下「森林公園」という。)の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第6号。以下「条例」という。)第2条の規定により、指定管理者を募集します。

なお、指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この要項に定めるもののほか、別紙「高知県立甫喜ヶ峰森林公園指定管理者仕様書」(以下「仕様書」という。)等を参照してください。

1 対象施設の概要

(1) 名称

高知県立甫喜ヶ峰森林公園

(2) 所在地

香美市土佐山田町平山ほか

(3) 施設概要

別紙「仕様書」のとおり。

(4) 現在の管理運営体制

現在の指定管理者:一般社団法人高知県山林協会

常勤職員1名、嘱託員2名、非常勤職員1名により運営。

(5) 森林公園及び森林学習展示館利用者数 (実績)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
森林公園入園者数	(\mathcal{X})	58,848	54,889	54,115
行為許可件数	(件)	81	69	75
森林学習展示館入館者数	(人)	6,613	5,826	6,489
森林学習展示館利用許可件数	(件)	59	53	63
研修棟入館者数	(人)	2,548	2,360	2,248
研修棟利用許可件数	(件)	27	26	24
キャンプ場利用者数	(人)	5,392	5,586	6,453

2 指定管理者が行う業務

(1) 条例第5条に規定する行為の許可等、第7条に規定する利用の許可等、第10条に規定する許可の取消し等その他の行為又は利用の許可等に関すること。

なお、利用許可等に関して、暴力団の活動に利用される疑いがある場合は、県の定める「指定管理者による公の施設の管理における暴力団排除措置要領」に基づき、県との協議の上、適正に事務を処理しなければならない。

- (2) 条例第12条に規定する利用料金の収受、第14条に規定する利用料金の減免、第15条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関すること。
- (3) 指定された場所でのキャンプ場の利用受付に関すること。
- (4) 森林公園の施設、設備、機械器具、立木等の維持管理及び補修に関すること。

- (5) 森林に関する相談及び知識の普及に関すること。
- (6) 森林公園及び森林公園の森林学習展示館の利用促進に関すること。
- (7) 森林環境学習等の指導・支援に関すること。
- (8) その他、別紙仕様書に定めるとおり。

3 利用料金の減免規定

条例第14条の規定に基づく、利用料金の減額、又は免除に関して、指定管理者が特に必要があると認め、実施するときは、あらかじめ県へ協議を行うものとします。

4 責任等の基本的な考え方

指定期間中における指定管理者と県の責任分担の基本的な考え方は、別紙、仕様書「10 指定管理者と県の責任分担」に記載した内容のとおりとします。

5 募集のスケジュール

募集要項の公表(募集の開始) 令和6年8月30日(金)

現地説明会への参加申込 令和6年9月4日(水)まで

現地説明会 令和6年9月5日(木)午後2時から

質疑に対する回答 随時(当課ホームページに順次掲載)

指定管理者指定申請書並びに 令和6年8月30日(金)~令和6年10月28日(月)

添付書類の受付

6 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

また、会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

なお、業務を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

7 応募資格

(1) 高知県内に主たる事業所(本社又は本店等)を有し、かつ、6の指定期間中、森林公園の利用において、県民の平等利用を確保し、森林公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、森林公園の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

ア 県内事業者のみによるもの

イ 県内事業者と県外事業者(高知県内に事業所、事務所等(以下「事業所等」という。) を置く者に限る。なお、応募時点において事業所等を置いていない場合は、指定管理を開始す る時点までに事業所等を置く者に限る。) によるもの

- (2) 役員に県議会議員、知事、副知事、委員会委員等が就任していないこと。(委員会とは 県が委嘱する各種委員会であり、委員会委員等にあっては、その職務が森林公園の管理運 営に関する者に限る。)
- (3) 森林公園の事業の企画及び利用者の指導に関する能力を有すること。
- (4) 森林に関する相談及び知識の普及に関する能力を有すること。
- (5) 森林環境学習の指導・支援に関する能力を有すること。
- (6) 法人その他の団体の代表者等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 団体の役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定を取り消された者
 - オ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っている者
 - カ 法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - キ 健康保険料等の社会保険料を滞納している者
 - ク 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及 びその利益となる活動を行っている者
 - ケ 高知県から指名停止の措置を受けている者又は指名停止となる措置要件に該当してい る者
 - コ 高知県立甫喜ヶ峰森林公園指定管理者審査委員会の委員本人が役員に就任している企 業や団体

8 応募条件

- (1) グループで応募する場合は、必ず代表者又は代表団体を決定してください。
- (2) グループで応募した場合に、その構成員となっている法人その他の団体は、単独又は他 者とグループを構成して本募集に応募することはできません。

9 応募書類

条例第19条に基づき、次の書類を10部(正1部、副9部)提出してください。

- ・下記(3)及び(4)の書類は、年度ごとに事業計画が異なる場合は、年度ごとに作成してください。
- ・下記(5)の書類は令和7年度から令和11年度までの5年間について年度毎に提出してください。
- ・グループ応募の場合、下記(6)①から⑥の書類は、すべての構成員について提出するとともに申請手続き等に関する委任状(任意様式)及びグループ結成に関する協定書又はこれに準ずる書類(任意様式)を提出してください。
- (1) 指定管理者指定申請書(高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年高知県規則第93号)第11号様式)

- (2) 高知県立甫喜ヶ峰森林公園指定管理者事業計画書(別記第1号様式)
- (3) 高知県立甫喜ヶ峰森林公園事業計画書(その1) (別記第2号様式)
- (4) 高知県立甫喜ヶ峰森林公園事業計画書(その2) (別記第3号様式)
- (5) 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の管理代行業務の収支予算書(別記第4号様式)
- (6) 申請者に関する書類
 - ① 定款、規約その他これらに類する書類
 - ② 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の目前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - ③ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度にお ける貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
 - ④ 法人その他の団体の概要
 - ア 役員の構成・氏名を記載した書類
 - イ 設立主旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要がわかるもの
 - ⑤ 上記7の(6)の力に係る納税証明書(提出の目前3月以内に発行されたものに限る。)
 - ⑥ 上記7の(6)の欠格事項等に該当しない旨の誓約書(任意様式)
 - ⑦ グループ応募の場合は、構成員の役割分担に関する書類

10 事業規模

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの事業規模は、下の参考金額以内で、管理 代行料の収支予算を策定してください。

(参考金額) 136,460,00円(消費税及び地方消費税含む。)

- ※ 令和7年度から令和11年度までの各年度は、27,292,000円以内の計画としてください。
- ※ この金額は参考であり、高知県議会の議決により確定したものではありません。

※ 管理代行料の参考金額(上限額)の内訳

(単位:千円)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計額
歲入計		0	0	0	0	0	0
使用料料	7大						0
	(- 						
	(人件費)	21,457	21,457	21,457	21,457	21,457	107,285
人件費		21,457	21,457	21,457	21,457	21,457	107,285
茂出②	(管理費)	5,835	5,835	5,835	5,835	5,835	29,175
報酬		0	0	0	0	0	0
賃金		0	0	0	0	0	0
報貸費		0	0	0	0	0	0
旅費		59	59	59	59	59	295
需用費、		2,239	2,239	2,239	2,239	2,239	11,195
[消耗品費	702	702	702	702	702	3,510
	燃料費	236	236	236	236	236	1,180
[食糧費	0	0	0	0	0	0
	印刷製本費	100	100	100	100	100	500
[光熱水費	968	968	968	968	968	4,840
[医薬材料費	0	0	0	0	0	0
	修繕費	233	233	233	233	233	1,165
	その他	0	0	0	0	0	0
役務費 、		490	490	490	490	490	2,450
[通信運搬費	282	282	282	282	282	1,410
	 手数料	55	55	55	55	55	275
	保険料	153	153	153	153	153	765
委託料		548	548	548	548	548	2,740
使用料及	なび賃借料	184	184	184	184	184	920
備品購力	費	84	84	84	84	84	420
負担金及	なび交付金	68	68	68	68	68	340
公課費	(消費税含む)	2,163	2,163	2,163	2,163	2,163	10,815
き出の	(事業費)	0	0	0	0	0	0
事業費			0		0		Ö
	祖金等充当						Ő
茂出計	((1)+(2)+(3)	27,292	27,292	27,292	27,292	27,292	136,460
歲出 −点	表え(A)	27,292	27,292	27,292	27,292	27,292	136,460
	宮委託料(B)	27,292	27,292		27,292	27,292	136,460
	類(B)-(A)	0	0	0	0	0	0
		· ·				V	

※ 上表の各内訳の金額は、全指定期間の管理代行料の上限額(この表では「管理代行料(歳出-歳入)」の「合計額」欄)を算出するためのものであり、各年度や各内訳の上限額を定めたものではありません。管理代行料の提案額を算出する際の参考としてください。

区分	内 容
職員給与等	常勤職員は2名以上配置し、うち1名は責任者とすること。
(給料、共済費)	森林公園の運営に支障がないよう、利用時間内はローテーショ
	ン(最低2人勤務体制)が組める配置とすること。
	利用時間内は最低2名が森林公園内で勤務すること。
作業員賃金	公園の清掃、歩道修理・刈払、林道等の草刈、芝刈、消毒、ト
	イレ清掃等
旅費	職員研修、資格試験・研修、宿泊費等
需用費	森林公園及び森林学習展示館の運営に伴う消耗品費、印刷製本
	費、燃料費、光熱水費、修繕費等
役務費	森林公園及び森林学習展示館の運営に伴う職員研修等手数料、
	通信運搬費、自動車保険、施設賠償保険等
その他	森林公園及び森林学習展示館の運営に伴う建築物及び建築設
	備定期点検・浄化槽保守点検等

11 現地説明会の開催

応募方法、指定管理業務等についての現地説明会を、下記のとおり開催します。参加希望 団体は令和6年9月4日(水)午後5時15分までに現地説明会参加申込書(別記第5号様式) に必要事項を記入のうえ、林業環境政策課長あてに、持参、郵送、電子メール又はファック スのいずれかで提出してください。電子メール又はファックスの場合は、送信後、林業環境 政策課まで連絡をお願いします。

- (1) 開催日時:令和6年9月5日(木)午後2時から
- (2) 開催場所:高知県立甫喜ヶ峰森林公園の森林学習展示館

12 質疑等

- (1) 質疑について
 - ① 質問等がある場合は、質問書(別記第6号様式)に記入のうえ、林業環境政策課長あてに持参、郵送、電子メール、又はファックスのいずれかで提出してください。電子メール又はファックスの場合は、送信後、林業環境政策課まで連絡をお願いします。口頭による質問は受け付けません。
 - ② 質問等の受付期間

質問受付期間:令和6年10月4日(金)午後5時15分まで

- ③ 施設を直接見学される方は、入館許可を得たうえで、施設管理運営業務に支障の無いよう見学するとともに、現指定管理者の指示に従ってください。この場合、現指定管理者による説明・回答は行いません。
- (2) 質疑に対する回答
 - ① 質問、回答の内容は、公平性を確保するため林業振興・環境部林業環境政策課ホームページに順次掲載します。

林業環境政策課ホームページ: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030000/030101/

② 質問内容によっては、回答できない場合があります。

13 公募参加表明の受付

本件への応募を検討されている団体は、公募参加表明書(別記第7号様式)に必要事項を記入のうえ、林業環境政策課長あてに持参、郵送、電子メール又はファックスのいずれかで提出してください。電子メール又はファックスの場合は、送信後、林業環境政策課まで連絡をお願いします。

なお、この書類は応募の意思を確認するものですので、応募する団体は必ず提出してください。

提出期限:令和6年10月4日(金)午後5時15分必着

※公募参加表明書を受け取り次第、林業環境政策課から確認の電話をします。

14 応募書類の提出先及び提出期間

(1) 提出先 高知県林業振興・環境部林業環境政策課(県庁西庁舎4階) 〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 電話 088-821-4586

(2) 提出期間 令和6年8月30日(金)から令和6年10月28日(月)までの、午前8時30分から 午後5時15分まで(土、日、祝日及び午後零時から午後1時までを除く。)に 持参、又は郵送してください。ただし、郵送の場合は、書留郵便により令和 6年10月28日(月)午後5時15分までに必着としますので、郵便事情を十分 考慮のうえ、余裕を持って発送してください。

※電子メール、ファックスでの提出は認めません。

現地説明会に参加しなくても提出は可能です。

15 選定方法

(1) 県が指名した委員により構成する審査委員会において、各委員が次の審査事項に沿って、 それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者の候補者とし、次に高い申請者 を次点として選定します。

(※配点は以下の()内のとおり)

ア 団体概要

項目)業務遂行能力(15点)

細目:職員構成、経営方針、財務状況

項目)業務実績(5点)

細目:施設の管理運営等の業務実績、森林環境学習等についての業務実績

イ 管理運営計画

項目)施設の管理運営計画(25点)

細目:職員の配置、施設及び利用者に対する防犯・防災等の事故防止対策、管理運営に関する職員の能力確保・向上の研修計画、森林環境学習等に関する職員の能力確保・向上の研修計画、利用者へのサービスの向上、施

設利用に関する公平性の確保、管理運営に対する経費の節減・その他特 記すべき事項等

項目) 甫喜ヶ峰森林公園事業計画(30点)

細目:森林公園の利用促進に関する考え方、事業の目的、事業実施計画、事業 実施体制、森林公園の広報

ウ 管理代行料(25点)

項目)安価性

- (2) 最も高い合計得点を獲得した申請者又は次に高い申請者が2者以上あるときは、審査委員会で協議を行い選定します。
- (3) 申請者が1者のときは、その者を候補者とするか否かを審査委員会で協議を行い決定します。
- (4) 審査委員会において、申請内容などに意見があった場合等は、候補者と申請書類に基づき協議を行い、適正と認められた場合は、指定管理者の候補者として選定します。

16 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

17 無効又は失格

以下の事項のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となることがあります。また、最も高い合計点を獲得したものであっても、⑥または⑦に該当する場合には失格となります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 平等利用の確保及び関係法令等の遵守がされないと判断されるもの
- ⑥ 審査委員会において、次の審査項目のいずれかで、満点中半分に満たない評点となっ たもの

業務遂行能力、業務実績、施設の管理運営計画、甫喜ヶ峰森林公園事業計画、管理代 行料の安価性

- ⑦ 審査委員会において、合計点が満点中70%に満たない評点となったもの
- (8) その他、審査委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不適当と認められるもの

18 審査委員会

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーション及び質疑応答をお願いします。

令和6年10月下旬に実施する予定です。

日時、場所については後日連絡します。

19 選定結果のお知らせ

- (1) 申請者全員に、令和6年11月上旬に文書でお知らせする予定です。
- (2) 指定管理者の候補者決定後の公表
 - ①ホームページで公開する情報
 - ・指定管理者候補者の名称及び総評点
 - ・指定管理者候補者以外の応募者の総評点(名称はA社等として公表)
 - ・審査結果(選定理由、提案に対する評価)
 - ・全応募者からの管理代行料の提案額
 - ②公文書開示請求の対象となる情報
 - ・提出された書類は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、開示の対象 文書となります。提出書類を開示することにより、提出者が事業を営むうえで、競争 上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する場合は、提出書類の該当部分と具 体的な理由を別記第8号様式により提出してください。
 - ・開示、非開示の判断は、提出された「非開示を希望する理由」を参考に、高知県情報 公開条例に基づき、県が客観的に判断します。

20 指定管理者の決定及び管理代行料

- (1) 指定管理者は令和6年12月高知県議会の議決を経て決定(指定)される予定です。
- (2) 議決後に県と指定管理者との間で指定管理業務の実施に関し、包括的な事項を定めた基本協定及び各年度ごとの実施事項を定めた年度協定を締結しますが、この協定の管理代行料は各年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理代行料提案額を下回る場合があります。

21 県による指示等

- (1) 県は、施設の管理の適性を期すため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができることとします。
- (2) 県は、指定管理者が前記(1)の指示に従わないとき、その他当該管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることができることとします。この場合、指定管理者に損害が生じても県はその賠償の責めを負いません。

22 その他

- (1) 提出書類は、お返しできません。
- (2) 応募者は、申請書の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- (3) 審査委員、本県職員及び本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。
- (4) 応募一団体につき、提案は一提案とします。複数の提案はできません。

- (5) 提出された申請書の内容を変更することはできません。ただし、指定管理者の選定結果 通知があるまでに、申請者の住所地及び代表者が変更となった場合は、その事項を記載した書類(任意様式)を提出してください。
- (6) 公募参加表明書及び申請書を提出した後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退 届(任意様式)を提出してください。
- (7) 提出された書類は、県において必要に応じ複写します。ただし、複写の使用は県庁内及び審査委員会での検討に限ります。

23 添付資料・様式

(1)	指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• p. 11
(2)	高知県立甫喜ヶ峰森林公園指定管理者事業計画書(別記第1号様式)・・・	• p. 12
(3)	高知県立甫喜ヶ峰森林公園事業計画書(その1)(別記第2号様式)・・・	• p. 17
(4)	高知県立甫喜ヶ峰森林公園事業計画書(その2)(別記第3号様式)・・・	• p. 18
(5)	高知県立甫喜ヶ峰森林公園の管理代行業務の収支予算書 (別記第4号様式)	• p. 19
(6)	現地説明会参加申込書(別記第5号様式)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• p. 20
(7)	質問書(別記第6号様式)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• p. 21
(8)	公募参加表明書(別記第7号様式)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• p. 22
(9)	非開示を希望する理由(別記第8号様式)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• p. 23
(10)) 高知県立甫喜ヶ峰森林公園指定管理者什様書 ・・・・・・・・・・・	• n. 24

【申込み、問い合わせ先】

高知県林業振興·環境部林業環境政策課

〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号

電話: 088-821-4586 FAX: 088-821-4576

電子メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

※電子メールについては、確実に送受信の確認が行われるよう注意してください。